

令和 2 年第 1 回

八千代市議会定例会議案

(追 加)

八 千 代 市

議案第26号

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月27日提出

八千代市長 服部友則

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八千代市国民健康保険条例（平成6年八千代市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第18条中「610,000円」を「630,000円」に改める。

第18条の15中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第22条第1項中「610,000円」を「630,000円」に改め、同項第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同項第3号中「510,000円」を「520,000円」に改め、同条第2項中「610,000円」を「630,000円」に改め、同条第3項中「610,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の八千代市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険料に適用し、平成31年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。